

(報告) 「重要自然史標本としての「自然史財」の選定と登録」

1 現状及び問題点

2011年3月11日に起こった東日本大震災において、文化財と自然史標本の扱いの差があらわとなった。自然史標本は、基礎応用を問わず自然科学の証拠であるばかりでなく、人類に恩恵をもたらす自然資本の参照基準であり、青少年を科学・技術分野に導く役割を果たし、それを失えば国の安全と持続可能性を危うくするにもかかわらず、その重要性にふさわしい扱いを現在受けていない。

2 報告の内容

(1)重要自然史標本は文化財に準じて法的・公的に保護すべきであるが、その実現をはかるためには、まず、それらを自然史学界が自然史財として選定・登録すべきである。具体的には、自然史系の学会連合が母体となって自然史財選定委員会(仮称)を立ち上げ、自然史財の明確な定義のもと、ふさわしい重要自然史標本を自然史財と位置づけ、自然史財の選定・登録を実行し、一般社会へ自然史標本の重要性の理解を促し、自然史標本の保護と活用をはかるべきである。この活動は、これまで日本学術会議が多くの声明、提言、報告等で表明してきた自然史標本と博物館等施設を充実すべしとの主張を継承し、その実現へ向けた歩みを進めるものであり、将来予想される大震災へ備えるものである。

(2)自然史学界における自然史財の選定と登録の手順は以下の通り。

- ①自然史財選定委員会(仮称)の設置。
- ②自然史財の定義とその登録ガイドラインの決定。
- ③自然史財候補の選定と報告。
- ④自然史財の登録と公表。

(3)上記手順に従って登録した自然史財は、基本的にはそれを保管する自然史系博物館が責任を持って保護・研究・活用をはかる。自然史財登録を公表することで、一般社会に対して自然史財が重要であることの理解を促す。自然

史財の理解が進めば、もちろん自然史標本への理解も進み、その先には、自然史科学の振興及び自然史財法の制定に基づく国による保護の実現が見えてくる。